門司警察署の交通指導取締り指針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の推進」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転や横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

※　重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道３号	午前６時から午前９時	40～50km/h
	県道新門司大里線	午前７時から午後６時	40～50km/h
	国道１９９号	午前７時から午後７時	50km/h

管内の交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

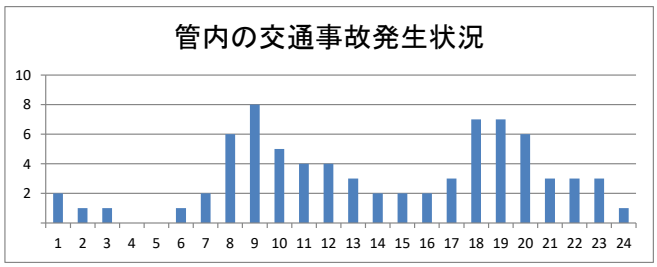

路線等別交通事故発生状況

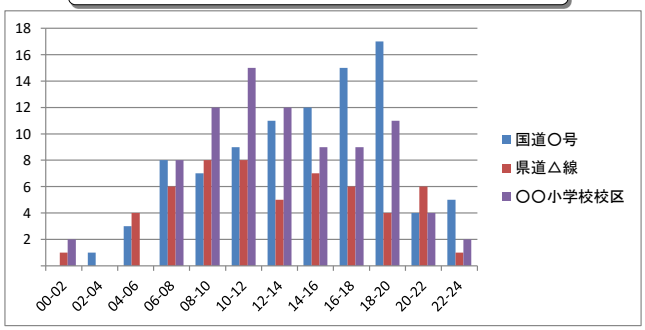

交通事故発生状況

○　管内では、午前8時から午前11時及び午後6時から午後9時までにかけて最も多く交通事故が発生しており、全体として早朝及び薄暮時間帯で交通事故が発生しています。

○　事故多発路線は
　　国道3号、国道199号、県道新門司大里線
で、上記3路線で管内の交通事故全体の約32%が発生しています。

○　事故多発地域としては、
　　大里交番管内
で、同小学校の通学路周辺で事故が多発しています。

重点路線等の選定理由

○　重点路線
　国道3号、国道199号及び県道新門司大里線は管内の主要道路で人車ともに交通量が多く、側道超過に起因する事故が発生すれば大事故へとつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。

○　重点地域
　上記重点地区は幹線道路と生活道路があり、学校等も多いことから重点地域とします。

※　児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	門司港レトロエリア	午前９時から午後５時
	大里交番	午前７時から午前９時

車両対歩行者による交通事故発生状況及び重点路線等の選定理由

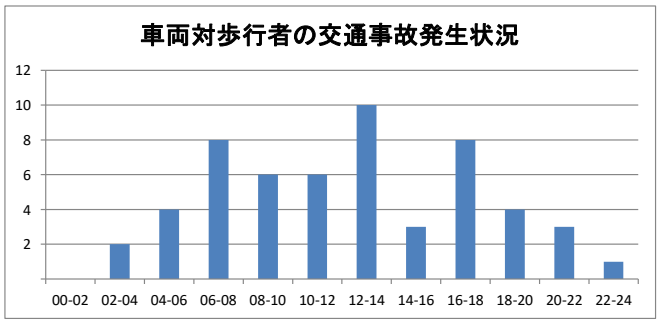

重点路線等の選定理由

○　管内では、早朝から薄暮時間帯において、車両対歩行者の交通事故が多発しています。

○　事故類型別に見ると、横断歩道横断中による事故が多く発生しています。

○　事故多発地域としては、大里交番管内です。

○　門司港レトロエリアは近年観光客が増加し、海外からの観光客も増えていることから重点地域とします。

※　交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

信号無視・一時不停止の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
交差点関連違反	国道１９９号 県道門司行橋線 松ヶ江交番管内	午前８時から午前１０時 午後０時から午後８時	信号無視
	国道３号 大里交番管内	午前８時から午前１０時 午後０時から午後８時	一時不停止

交差点関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

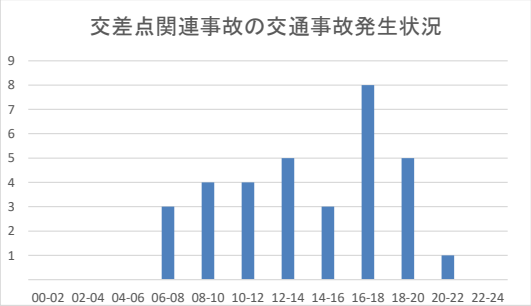

重点路線等の選定理由

○ 大里交番及び国道199号線における出会い頭事故が多く発生しています。

○ 交差点関連事故が発生すれば重大事故に発展するおそれがあるため、重点地区重点路線とします。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

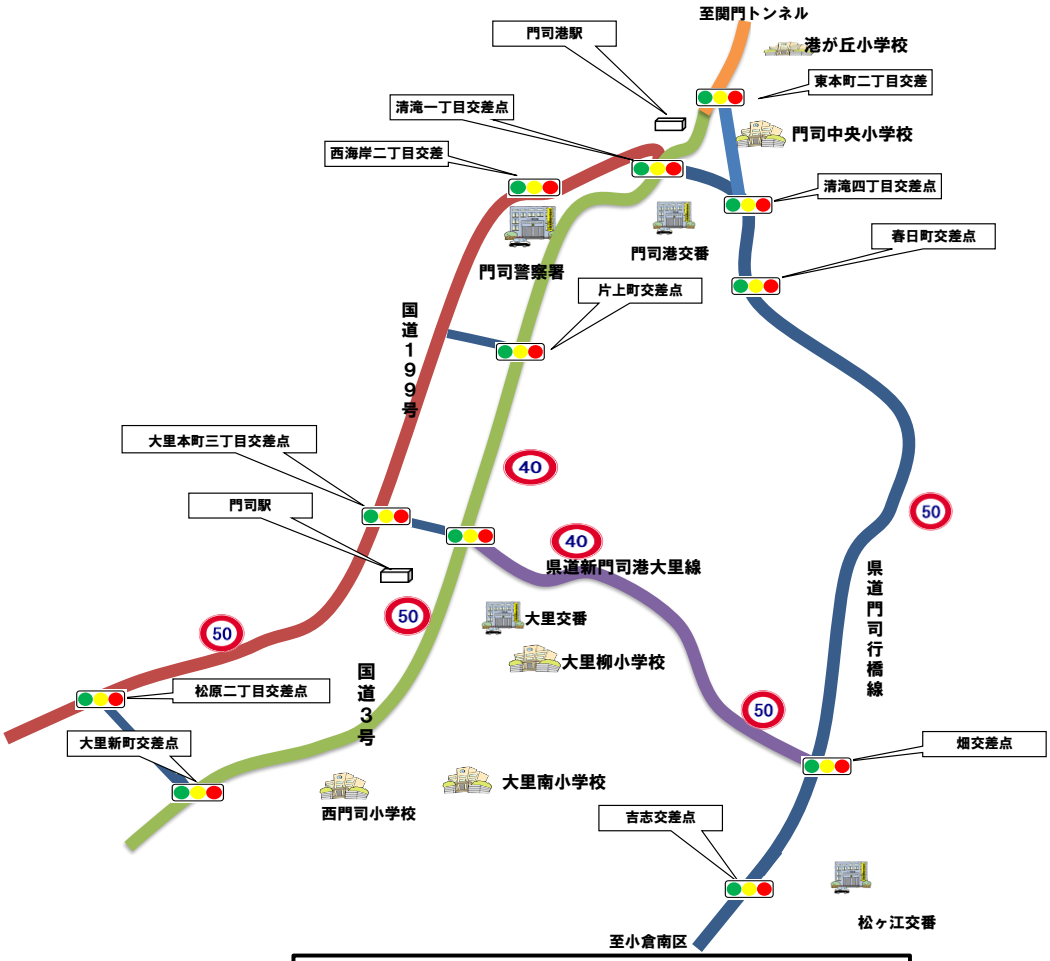

○ 速度超過 ～ 国道3号、国道199号、県道新門司大里線

○ 横断歩行者等妨害等 ～ 大里交番管内、門司港レトロエリア